

山口きらら博記念公園
体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月

山口県

目 次

1 事業内容に関する事項	1
（1）事業名称.....	1
（2）趣旨.....	1
（3）事業内容.....	1
2 公募型プロポーザルに関する事項	3
（1）事業者選定に関する基本的事項.....	3
（2）募集及び選定スケジュール.....	4
（3）募集及び選定手続き等.....	4
（4）参加資格等.....	8
（5）契約手続等.....	10
（6）事業提案書等の取扱い.....	10
3 その他、事業の実施に関し必要な事項	11
（1）本事業において使用する言語、通貨単位等.....	11
（2）応募に伴う費用負担.....	11
（3）問い合わせ先.....	11

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

山口きらら博記念公園体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務

(2) 趣旨

体験学習施設及びアーバンスポーツ施設は、子どもの知的好奇心や発想力及び体力・運動能力を高めるとともに、近年注目度の高まっているスケートボード・BMXなどのアーバンスポーツを初心者から愛好者まで、幅広い層の人々に親しんでもらうための拠点施設となるよう、整備を進めるものである。

各施設の内容については、エリア全体の構成を踏まえながら規格や配置を決定する必要があることから、全てのコンテンツを一体的に導入する委託契約を締結する。

また、その導入にあたっては高度で専門的なノウハウを活用する必要があることから、プロポーザル方式により、事業者（優先交渉権者）を選定するもの。

(3) 事業内容

ア 概要

県が整備する体験学習施設及びアーバンスポーツ施設に、別に定める「山口きらら博記念公園体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務要求水準書」のとおり、事業者が各コンテンツを整備する。

イ 場所

山口県山口市阿知須10509-50地内



ウ 対象施設

(ア) 体験学習施設

天候に左右されずに遊ぶことができるよう、鉄骨造約 980 m²の施設内に、遊びながら学べるデジタルコンテンツを展開するエリアと、トランポリンやクライミング等で思いっきり体を動かせるエリアのコンテンツの整備を行う。

a デジタルコンテンツ

デジタル技術を活用し、子どもたちが身体を動かして遊びながら、想像力や思考力などの能力を伸ばすとともに、山口県の歴史や自然、産業等について、ここでしか学べないことなどを学べ、ふるさと山口への愛着心を育むことができるコンテンツの整備を行う。

b アクティビティコンテンツ

子どもから大人まで、全身を使って楽しみながら、段階的に挑戦することができる屋内アスレチックやクライミング、トランポリンなどをデジタル技術も活用しながら、スケートボード・BMXなどのアーバンスポーツにも繋がる、バランス感覚や筋力など運動機能を向上させることができるコンテンツの整備を行う。

(イ) アーバンスポーツ施設

約 1,100 m²の膜構造のインドア施設内に、スケートボード及びBMX等の初心者から愛好者までが楽しめる、魅力的なセクションの整備を行う。

(ウ) パンプトラック

約 1,000 m²の平地に、主にBMX・MTBの走行のほか、スケートボード等による走行を想定し走行面を舗装したエリアや、初心者から楽しめるダートジャンプの要素を取り入れたエリアなど複合的なパンプトラックの整備を行う。

エ 事業方式

県が体験学習施設、アーバンスポーツ施設等の各コンテンツの整備を事業者に一括して委託する。

オ 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

(ア) 体験学習施設

デジタル体験学習コンテンツ、アクティビティコンテンツの製作・設置業務

(イ) アーバンスポーツ施設

スケートボード・BMXなどのセクションの整備業務

(ウ) パンプトラック

パンプトラックの設計・施工業務

カ 提案上限額

395,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

キ 委託期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日までとする。

ク 再委託の禁止

本業務について、設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等、主たる部分の再委託は認めない。

専門性などの理由により、自ら実施することが困難な場合には、発注者の承諾を得て実施することができる。

ケ 契約金額の支払

精算払いとする。前払金として契約額の3割を超えない額（10万円未満の端数切捨て）を支払う。

コ 遵守すべき法令等

本事業を行うにあたり必要とされる関係法令、関係条例及び関連施行令・規則等を遵守すること。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書を参照のこと。

2 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 事業者選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

体験学習施設及びアーバンスポーツ施設は、子どもの知的好奇心や発想力及び体力・運動能力を高め、近年注目度の高まっているスケートボード・BMXなどのアーバンスポーツにも親しんでもらうための複合施設である。

各施設の内容については、専門事業者が連携し、コンセプトを共有しながらデジタルコンテンツや多様な運動設備を効果的に組み合わせ、相乗効果が生まれることを期待している。また、様々な利用者にとって魅力的な場となるよう施設全体の構成を踏まえながら規格や配置を決定する必要があることから、全てのコンテンツの整備が一体的に実施されるよう委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うこととする。

イ 審査の方法

(ア) 参加資格審査（1次審査）

参加資格審査として、本事業への参加を希望する者に参加表明書、参加資格確認に必要な書類の提出を求め、県の競争入札有資格者名簿登載者であることや一定の実績を有すること等を確認する。

(イ) 事業提案審査（2次審査）

上記(ア)で本事業を実施するために必要な資格を有すると確認した者（以下「参加

資格保有者」という。)から提出された、本事業にかかる具体的な業務の実施方法や費用に係る提案について、見積価格の確認及び基礎審査を行う。

基礎審査を通過した参加資格保有者の提案内容について提案内容及び見積価格を総合的に審査した上で、優先交渉権者を決定する。

ウ 選定委員会の設置

県は、学識経験者、有識者等7名で構成する「山口きらら博記念公園体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

選定委員会では、参加資格保有者の提案内容を審査し、県は、選定委員会の審査結果を踏まえて優先交渉権者を決定する。選定委員会においては、参加資格保有者からの提案について、公平性、透明性、客観性を確保し、プレゼンテーションを踏まえた審査を行う。

なお、参加資格保有者が選定委員会委員に対して、本件応募に関わる接触を行うことを禁じる。また、接触の事実が認められた場合は失格とすることがある。

分野	備考
行政関係者 3名	
学識経験者 2名	デジタル・情報教育分野
有識者 2名	アーバンスポーツ分野

(2) 募集及び選定スケジュール

令和8年 6月16日(火)	募集要項・要求水準書等の公表
7月7日(火)	第1回質問書の提出期限(1週間以内目途に回答)
8月18日(火)	参加表明書、参加資格確認申請書等の提出期限 (1週間以内目途に確認結果を回答)
9月4日(金)	第2回質問書の提出期限(1週間以内目途に回答)
10月14日(水)	事業提案書の提出期限
10月下旬	プレゼンテーションの実施(選定委員会)
11月初旬以降	審査結果の通知、契約交渉の開始、基本契約の締結

(3) 募集及び選定手続き等

ア 募集要項・要求水準等の公表

募集要項・要求水準等について、令和8年6月16日(火)に、以下山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室HP上へ掲載する。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/256/>

イ 募集要項・要求水準等に関する質問の受付、並びに回答の公表

募集要項・要求水準等に関する質問は次の要領によってのみ受け付ける。受け付けた

質問は、県の回答とともに公表する。

(ア) 受付期間

- a 第1回 令和8年6月16日(火)～令和8年7月7日(火) 17時必着
- b 第2回 令和8年7月15日(水)～令和8年9月4日(金) 17時必着

(イ) 提出方法

様式1 募集要項・要求水準等に関する質問書を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

電子メールの件名は「【山口きらら博記念公園体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務】募集要項・要求水準等に関する質問(応募者名)」とすること。

提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(ウ) 提出先及び確認先

「3(3) 問い合わせ先」を参照すること。

(エ) 回答方法

質問者の特殊な技術、ノウハウ等にかかり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、1週間以内を目途に県ホームページにて公表する。なお、電話や窓口等での直接回答は行わない。

ウ 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付

本事業への参加を希望する応募者から、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出を受け付ける。

県は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書及び参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(ア) 受付期間

令和8年6月16日(火)～令和8年8月18日(火) 17時必着

(イ) 方法

様式2 参加表明書、様式3 参加資格確認申請書を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

電子メールの件名は「【山口きらら博記念公園体験学習施設・アーバンスポーツ施設コンテンツ導入業務】参加表明書及び参加資格確認申請書(応募者名)」とすること。

提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。

(ウ) 提出先及び確認先

「3(3) 問い合わせ先」を参照すること。

(エ) 結果の通知

参加資格の確認結果については、1週間以内を目途に参加資格確認申請書等を提出した各応募者に対してそれぞれ通知する。なお、複数の法人で構成されたグループからの提出に対しては、提出者に対してのみ通知する。

また、参加資格確認結果の通知において参加資格があると認められた応募者であつ

ても、県に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

エ 事業提案書の受付

参加資格保有者から事業提案書（以下「事業提案書等」という。）を受け付ける。

（ア） 受付期間

令和8年6月16日（火）～令和8年10月14日（水） 17時必着

（イ） 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便（当日消印有効）とし、受付期間中に、応募者の名称及び投函した日について電子メールで連絡すること。

（ウ） 提出先及び確認先

「3(3) 問い合わせ先」を参照すること。

（エ） 提出物

様式4 事業提案書及び別紙（事業計画書） 8部

※別紙（事業計画書）は、A3サイズ換算で20枚以内とすること。

オ プレゼンテーションの実施

参加資格審査（1次審査）を通過した応募者に対し、事業提案のプレゼンテーションを求める。

（ア） 実施日時等

令和8年10月下旬を予定しているが、詳細については参加資格審査（1次審査）を通過し、事業提案書等の提出を行った者に令和8年10月中旬に個別に通知する。

（イ） プレゼンテーション方法（予定）

所要時間は説明最大30分、質疑応答30分程度を予定している。

使用する資料は事業提案書等のみとし、追加の資料配布は認めないが、事業提案書等の抜粋等により作成したパネル・模型やプロジェクターを使用したスライドの使用は可とする。なお、スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル）は県において準備する。

プレゼンテーションにおいて行われた、事業提案書等記載内容と異なる説明、追加となる説明、追加と判断できる説明についてはその後の事業提案審査の対象としない。

上記プレゼンテーション方法は、参加者に通知の上で変更することがある。

（ウ） 事業提案審査の評価基準

審査にあたっては下記の評価項目について、提案された事業計画及びヒアリング内容をもとに選定委員会で評価する。

提案内容（事業提案書、事業計画書等）の審査項目・審査内容と配点

審査項目	審査内容	配点	小計
1 実施体制・工程	・本業務に携わる者の資格や経験、人数配置などが適切か	10	20
	・提案に対する、設計、製作等の整備計画に無理が無く実現性があるか	10	
2 維持管理・コスト	・提案上限額に対し、縮減の検討がされているか	10	20
	・スタッフの配置や維持管理の負担軽減に配慮した検討がされているか	10	
3 基本方針	・基本方針に沿った魅力的な提案がされているか	10	10
4 整備内容			
(1) 体験学習施設 (体験学習ゾーン)	・各デジタルコンテンツ等が幅広い年齢層を対象とした提案がなされ、対象年齢ごとに適切な配置がされているか	20	40
	・家族での利用を想定したレイアウトがされているか		
	・山口県らしさのある、学べるコンテンツが提案されているか	10	
(投影ゾーン)	・4面をスクリーンとして、没入感のある映像が再生できる仕様となっているか ・使いやすい配慮がされているか	10	
(アクティビティゾーン)	・段階的に挑戦できるアクティビティが提案されているか	30	40
	・事故、怪我の防止のために必要な安全対策が検討されているか	10	
(2) アーバン スポーツ施設	・変化に富んだセクションの提案がされているか	10	40
	・技量に応じて楽しめる提案がされているか	10	
	・独自性のある提案がされているか	10	
	・コンクリート等セクションの強度、劣化対策等は十分検討されているか	10	
(3) パンプトラック	・変化に富んだアンジュレーション（地形の起伏）が提案されているか	10	20
	・幅広い層が楽しめる、特徴のある提案がされているか	10	
5 その他	・家族で過ごしやすい配慮がなされているか	5	10
	・その他	5	
合 計			200

注 配点は委員1人当たりのものであり、合計は200点×7人=1,400点となる。

計画内容の評価が、計画内容の配点(1,400点)の70%(980点)未満の場合は、当該参加者を優先交渉権者として選定しない。

カ 優先交渉権者等の決定及び公表

決定した優先交渉権者等については、速やかに参加者に通知するとともに、審査の経過及び結果は、県ホームページにて公表する。その主な内容は次のとおり。

公表項目
応募者数
優先交渉権者の名称
優先交渉権者の総得点
その他の応募者の総得点
審査結果(選定理由、提案に対する評価)

(4) 参加資格等

応募者は、以下に規定する参加資格の各要件を、事業提案書提出期限である令和8年10月14日(水)に満たす者でなければならない。

なお、選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、参加資格を失う。

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人その他の団体(以下「法人等」という。)もしくは複数の法人等で構成されたグループ(以下「共同体」という。)とする。共同体を構成する法人を「構成法人等」といい、共同体は、構成法人等の中から「代表」を定め、参加資格確認の申請及び事業提案書等の提出等応募に係る手続は、代表が行うものとする。

(イ) 構成法人等の明示

参加資格確認申請書の提出時に、共同体を構成する各法人等は、代表・構成法人等のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

(ウ) 構成法人等による複数業務の実施

共同体の構成法人等が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該法人等(企業)の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該法人

等（企業）の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう。

（エ） 複数応募の禁止

応募者もしくは共同体の構成法人等は、他の応募者の構成法人等と資本関係又は人的関係にない者であること。なお、県が優先交渉権者となった事業者と契約を締結した後、選定されなかった応募者が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

イ 応募者の備えるべき参加資格

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

（イ） 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（ウ） 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、特定調達に係る業務の委託の特Aの等級に格付けされている者であること。

（エ） この手続の開始の日から令和8年10月14日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

（オ） 令和元年4月1日から令和8年9月30日までの間に終了した業務で、1,000㎡以上のスケートパークの設計・施工の実績を有すること。

（カ） 令和元年4月1日から令和8年9月30日までの間に終了した業務で、250㎡以上のデジタルコンテンツを活用した施設への整備実績を有すること。

（キ） 共同体においては、その構成法人等全てが上記（ア）～（エ）の資格を有し、（オ）、（カ）については、代表もしくは共同体の構成法人のいずれかが有すること。

ウ 構成法人の変更

参加資格確認基準日以降、応募者もしくは共同体の構成法人等の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、代表法人は県に対し、その旨を速やかに申し出ることとし、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の共同体の構成法人等の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成法人の変更」という。）は、原則として認めない。

エ 参加資格が欠格となった場合の申出

応募者が参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までの間に、上記の参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は速やかに県に申し出なければならない。

(5) 契約手続等

ア 優先交渉権者選定後の取扱い

事業提案審査により選定された優先交渉権者を相手方として、県は導入されたコンテンツを活用して施設の運営を担う公園指定管理者の意見も踏まえながら契約締結に向けた交渉を行う。

イ 契約交渉及び見積書の提出

県は、優先交渉権者の提案内容に基づいた契約交渉を行い、調整後の事業提案書を基に再度の見積徴収を行う。ただし、優先交渉権者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点以降の者に対し同様の交渉を行い見積の徴収を行う。

ウ 契約の締結

契約交渉を踏まえ、県と優先交渉権者は契約を締結する。ただし、優先交渉権者決定日の翌日から基本契約の締結日までの間に、優先交渉権者自身もしくは優先交渉権者となった共同体の構成法人が参加資格を欠くに至った場合、県は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

また、優先交渉権者が次の各事項のいずれかに該当するときは、県は、契約を締結しないことができる。この場合においては、県は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(ア) 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(イ) 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

(6) 事業提案書等の取扱い

ア 著作権

事業提案書等の著作権は、当該事業提案書等を提出した参加資格保有者に帰属する。ただし、県が山口県情報公開条例に基づき提案内容を公開する場合、そのほか県が必要と認めるときには、県は参加資格保有者と協議の上、事業提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった参加資格保有者の提案内容については、県が山口県情報公開条例に基づき公開する場合を除き、県による事業者の選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び管理運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を参加資格保有者が負担する。

ウ 事業提案書等の返却

提出された事業提案書等は返却しない。

3 その他、事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

(3) 問い合わせ先

担当 山口県 土木建築部 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

住所 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話 083-933-3732

FAX 083-933-3749

電子メールアドレス a184002@pref.yamaguchi.lg.jp